

熊労発基 0707 第 5 号

令和 4 年 7 月 7 日

熊本地方最低賃金審議会

会 長 高峰 武 殿

熊本労働局長

新田 峰雄

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金ほか 2 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の産業別最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）  
申出年月日 令和 4 年 6 月 27 日  
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 熊本地方協議会  
議長 中谷 真弥
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）  
申出年月日 令和 4 年 6 月 27 日  
申出代表者 自動車総連 熊本地方協議会  
議長 松村 勲
- 3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 2 号）  
申出年月日 令和 4 年 6 月 27 日  
申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部  
支部長 梶田 秀治